

第4節 消防団活動計画

1 団員の動員及び部隊編成

(1) 団員の動員

団長は、地震発生による震災特別配備体制が発令された場合、団員を動員するものとする。

(2) 団員の参集及び部隊の集結

ア 通常災害時又は異常災害時に動員命令を受けた団員は、すみやかに各分団詰所に参集しなければならない。

イ 非常災害時に動員命令を受けた団員は、各分団詰所に参集した後、次の署所に部隊を集結しなければならない。

分 団 名 等	集 結 署 所 等
本 団	消 防 本 部
第1分団、第2分団、第3分団、第9分団	本 署
第4分団、第5分団、第6分団	北 分 署
第7分団、第8分団	小 坪 分 署

2 災害応急活動

(1) 活動の基本

ア 災害応急活動の実施にあたっては、積極的に災害の状況を把握すること。

イ 消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲を受持区域優先とする。ただし、震災特別配備体制が発令されたときは、その方面別地域を受持区域とする。

(2) 任務及び活動要領

消防隊と徒歩隊の任務及び活動要領は、次のとおりとする。

ア 消防隊の編成と任務及び活動要員

(ア) 消防隊のホースは、原則として25本以上を装備する。

(イ) 災害発生時は、火災防ぎょ及び警戒活動にあたる。

(ウ) 消防隊の活動は、担当区域を優先とする。

(エ) 消防隊の防ぎょ要領にあつては、本章第1節11の「消火活動要領」に準ずる。

イ 徒歩隊の編成と任務及び活動要領

(ア) 災害発生時には速やかに受持区域に出場し、地域住民に対し出火防止の呼びかけ及び初期消火、人命救助活動等住民を指導して実施する。

(イ) 災害の進展状況に応じて住民の緊急避難の誘導を担当する。

(ウ) 分団長又は方面別警備本部との連絡を保持し、的確な情報の収集と報告に努める。

(エ) 消防隊及び消防団ポンプ隊との連絡を保持し、活動協力を努める。

(オ) 救出、救助活動にあたっては、有効な資機材の確保に努めるとともに地域住民、自主防災組織と連携して活動に当たる。